

千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 設置要綱

平成30年1月1日制定
平成31年4月1日改正
令和元年1月1日改正
令和2年5月12日改正

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく再犯の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域再犯防止推進モデル事業の施行に関すること。
- (2) その他再犯防止等の推進に関すること。

(委員の選任)

第3条 協議会の委員は、別表の関係機関等が選任する者をもって充てる。ただし、学識経験者については、健康福祉部健康福祉指導課長が選任することとし、県関係機関については、その職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は、選任の日から、**令和3年3月31日**までとする。

(組織)

第4条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、協議会の議事を進行する。

(会議)

第5条 協議会は、健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し開催する。

2 健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 委員が協議会に出席した場合は、行政機関から選任された委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は健康福祉部健康福祉指導課に置く。

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

別 表

種別	関係機関・団体等の名称
更生保護団体	更生保護施設 ((更法) 千葉県帰性会)
	自立準備ホーム (NPO法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会)
	千葉県保護司会連合会
	(特非) 千葉県就労支援事業者機構
相談支援機関	中核地域生活支援センター ((特非) 長生・夷隅地域のくらしを支える会)
	千葉県地域生活定着支援センター ((特非) 生活サポート千葉)
	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会委員 ((一社) 千葉県宅地建物取引業協会)
	千葉県弁護士会
学識経験者	千葉大学大学院社会科学研究院 教授 後藤 弘子
	千葉県医師会 細井 尚人
行政機関	千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉刑務所
	八街少年院
	千葉市保健福祉局地域福祉課
	船橋市福祉サービス部地域福祉課
	柏市保健福祉部社会福祉課
	千葉県健康福祉部長
	千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
	千葉県商工労働部雇用労働課長
	千葉県国土整備部都市整備局住宅課長
	千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課長
	千葉県警察本部警務部警務課長

オブザーバー	千葉少年鑑別所
	東京矯正管区更生支援企画課
	市原刑務所
	市原学園